

内閣法制局
昭和四十七年十月十四日

集団的自衛権と憲法との関係

(参・決委(昭四七・九・一四)における)
水口議員要求の資料

國際法上、國家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自國と密接な關係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにかかわらず、實力をもつて阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、國際連合憲章第五条、日本國との平和條約第五条⁽¹⁾、日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本國とソヴィエト社会主義共和国との共同宣言⁽²⁾第二段の規定は、この國際法の原則を宣明したものと思われる。そして、わが国が國際法上右の集団的自衛権を有していることは、主權國家である以上、

当然といわなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが國は國際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、國權の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されないとの立場にたつてゐるが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第九条において、同衆にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する」とことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、國政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが國がみずから生存することまで放棄していないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しそうていなければならない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないので、それは、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、國民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必勝最少量度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが國に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

出典：政府資料より小西洋之事務所作成
平成27年6月11日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之